

# ◇生活衛生関係営業の振興対策の仕組み

## 厚生労働大臣による振興指針の作成

＜生活衛生法第56条の2の規定に基づく振興指針の作成＞

- ①目標年度における衛生施設の水準、役務の内容又は商品の品質、経営内容その他の振興の目標及び役務又は商品の供給の見通しに関する事項
- ②施設の整備、技術の開発、経営管理の近代化、事業の共同化、役務又は商品の提供方法の改善、従事者の技術の改善向上、取引関係の改善その他の振興の目標の達成に必要な事項
- ③従業員の福祉の向上、環境の保全その他の振興に際し、配慮すべき事項

**全国生活衛生営業指導センター**

＜生活衛生法第57条の10:全国センター事業＞

- ①情報又は資料の収集及び提供
- ②調査研究の実施
- ③都道府県センターの事業の連絡調整及び指導
- ④連合会相互の連絡調整及び事業の指導など

**生活衛生同業組合連合会**

＜生活衛生法第54条:連合会の事業＞

- ①組合の振興計画の作成に関する指導
- ②組合に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導
- ③組合の組合員に対する援助又は助言に対する指導
- ④組合員の営業に関する共同施設
- ⑤組合に対する資金のあっせん又は組合員の営業に関する技能の改善向上若しくは審査又は技能者の養成に関する施設など

＜生活衛生法第56条の3、同法施行令第5条:振興計画の認定基準＞

- ①振興指針に適合
- ②組合員又は小組合員の相当部分が当該振興事業に参加するもの
- ③振興計画に記載された振興事業の実施時期並びに資金の額及び調達方法が振興事業を遂行するために適切なもの
- ④振興事業が実施されることにより当該振興事業に係る営業の衛生水準の向上が図られ、かつ、利用者又は消費者の利益に資することとなる認められるもの

**株式会社日本政策金融公庫による低利融資**

＜生活衛生法第56条の4:資金の確保、融通のあっせん＞

○株式会社日本政策金融公庫法

＜生活衛生資金貸付制度＞

- ①振興貸付制度による低利融資
- ②生活衛生改善貸付制度
- ③衛生環境激変貸付制度など

**税制上の優遇措置**

- ①生活衛生法第56条の5 減価償却の特例  
租税特別措置法で定めるところにより認定計画に係る共同施設について特別償却
- ②公害防止設備に係る特別償却など

**都道府県生活衛生営業指導センター**

＜生活衛生法第57条の4:県センター事業＞

- ①衛生施設の維持及び改善向上並びに経営健全化に関する相談・指導
- ②利用者若しくは消費者の苦情処理、当該苦情に関し、営業者及び組合を指導
- ③標準営業約款に関する営業者の登録
- ④講習会、展示会等の開催・あっせん
- ⑤情報又は資料の収集・提供など

**生活衛生同業組合又は小組合**

＜生活衛生法第8条:組合の事業＞

- ①衛生施設の維持及び改善向上、経営の健全化の指導
- ②営業に関する共同施設
- ③施設・設備の改善、営業の健全化のための資金のあっせんなど

＜生活衛生法第56条の3 振興計画の内容＞

- ①振興事業の目標
- ②振興事業の内容
- ③振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

振興計画の申請・許可

資金の融通

連絡調整・指導・情報提供等

融資による経営指導への補完

経営相談・指導等

経営相談・指導等

資金証明書の発行

振興事業への参加

**生活衛生営業同業組合員**

**生活衛生関係営業者**

- ①クリーニング業、②一般飲食店営業、③すし店業、④めん類業、⑤中華料理業、⑥料理業、⑦社交業、⑧理容業、⑨美容業、⑩旅館業、⑪食肉販売業、⑫食鳥販売業、⑬喫茶店営業、⑭興行場営業、⑮浴場業、⑯水雪販売業

経営の健全化、各種衛生規制等の法令遵守、衛生施設の維持向上、技能技術等の研鑽

衛生的で安全・安心なサービスの提供

消費者及び利用者

# ◇全国生活衛生営業指導センターの状況

## 1 役割

都道府県指導センター及び生活衛生同業組合連合会の健全な発達を図るとともに、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護の見地から生活衛生関係営業全般の健全な発達を図ることを目的とする。

## 2 体制

全国に1箇所(厚生労働大臣が指定)

## 3 主な実施事業

### ① 都道府県指導センター指導事業

### ② 連合会相互の連絡調整及び事業についての指導

### ③ 標準営業約款の作成(Sマーク)

- ・理容店 ・美容店 ・クリーニング店
- ・めん類飲食店業 ・一般飲食店営業

### ④ 研修事業

- a クリーニング師の研修及びクリーニング所の従事者講習
- b 経営指導員及び経営特別相談員研修会
- c 都道府県生活衛生関係営業指導職員研修会

### ⑤ 活性化促進事業

- a 生衛業情報ネットワーク事業
- b 生衛業健康推進事業(平成19年度)
  - ・クリーニング包装材等リサイクル推進パンフレット作成
  - ・食品リサイクル推進パンフレット作成
  - ・補助犬同伴の受入マニュアルの普及指導(ステッカー作成)

### ⑥ 生活衛生営業振興推進事業

#### a 振興推進事業

連合会及び組合の自主的な活動を促進し、組合の組織化、活性化を図る振興事業の助成

#### b 後継者育成支援事業

生衛業への就職を促進することを目的としたインターンシップ制等を導入した事業への助成

#### c 経営改善推進事業

事業の共同化、協業化等により地域の実情に応じた経営モデル事業の構築

#### d 省エネルギー実施促進事業(平成21年度)

温室効果ガス排出量削減を推進するための業種毎のガイドライン作成

### ⑦ 生衛業振興調査・研究事業(平成19年度)

- ・感染症予防パンフレット作成
- ・税制パンフレット作成

### ⑧ 広報等事業

- ・「生衛ジャーナル」発行
- ・全国指導センターパンフレット作成

# ◇都道府県生活衛生営業指導センターの状況

## 1 役割

区域内の生活衛生関係営業の経営の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図る。

## 2 体制

都道府県内に1箇所(都道府県知事が指定)〔指導員3名・補助職員1名の体制〕

## 3 主な実施事業

### ① 衛生施設の改善向上並びに経営相談事業

- ・ 経営、税務、融資及び衛生等経営全般の相談や経営診断
- ・ 相談指導事業(平成21年度)  
相談支援連絡協議会(仮称)を開催し、重点的支援項目を明らかにするとともに、経営指導員・経営特別相談員の能力向上を図るために中小企業診断士等専門家による研修の実施

### ② 消費者の苦情処理

### ③ 標準営業約款の登録(Sマーク)

- ・ 理容店 ・ 美容店 ・ クリーニング店
- ・ めん類飲食店業 ・ 一般飲食店営業

### ④ 講習会・講演会等の開催

- ・ クリーニング師研修会等及び各種講習会

### ⑤ 情報の収集及び提供

### ⑥ 生活衛生改善資金融資指導

- ・ 金融及び融資の相談業務

### ⑦ 活性化促進事業

#### a まちおこし推進事業

- ・ 生活衛生業を中心とした生活圏単位の地域活性化の検討及び事業の実施

#### b 生活衛生営業健康推進事業

##### (a) 健康入浴推進事業

- ・ 公衆浴場を活用した健康づくりに関する場の提供

##### (b) 生衛業地域支援事業

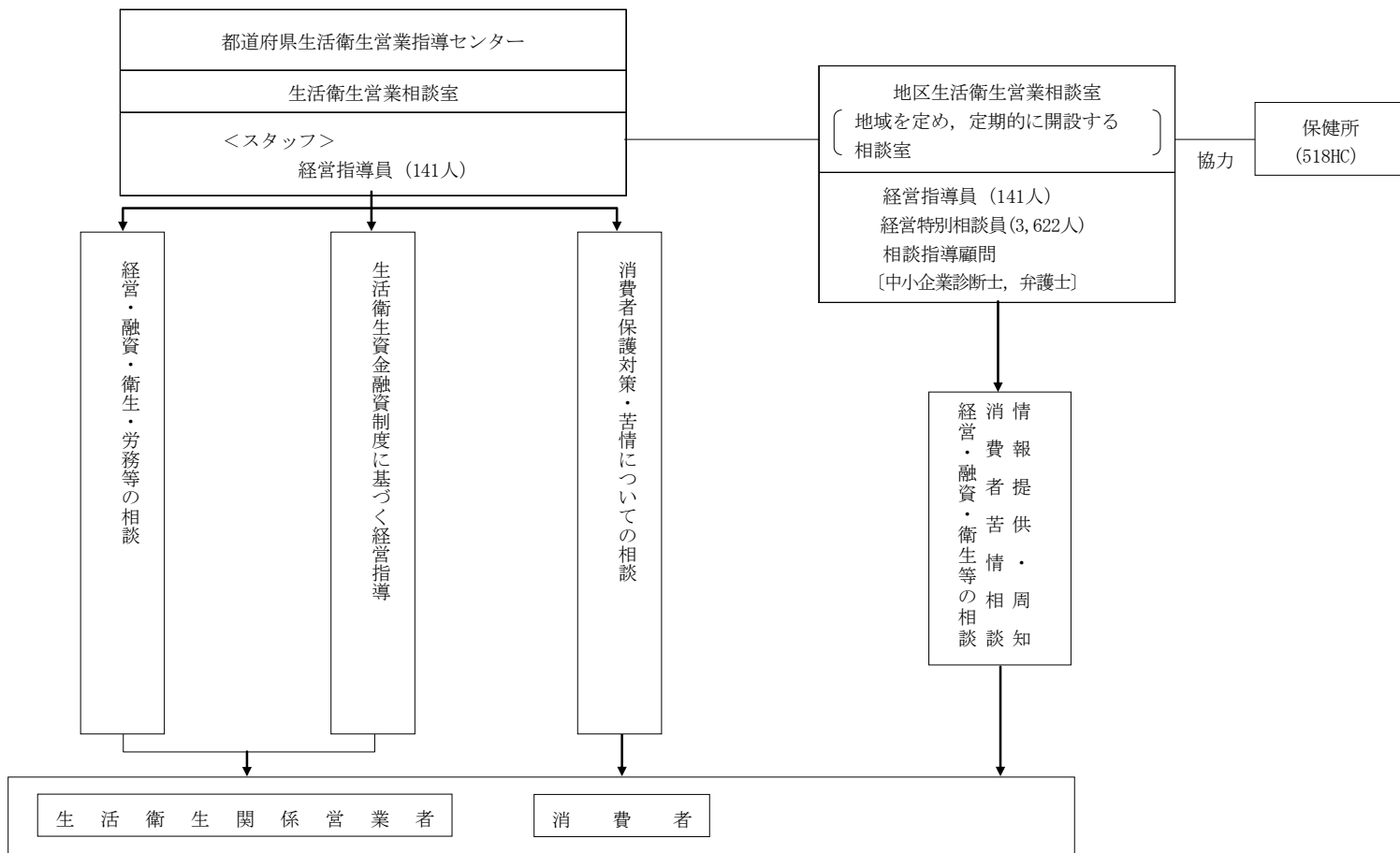
- ・ ヘルシーメニューの提供及び受動喫煙対策に取り組む飲食店等への支援
- ・ 生衛業の従業者に対して車椅子の取扱い等に関する講習会の実施
- ・ クリーニング所のポリ包装材等の回収・処理等のリサイクルの推進

##### (c) 災害時支援体制整備等推進事業

- ・ 耐震改修に関する情報提供や災害時における被災者支援を円滑に行うための検討体制の整備

# ◇生活衛生営業相談室について

- ・都道府県生活衛生営業指導センター内に、生活衛生営業相談室を設けて生活関係関係事業者の経営の近代化、合理化に資するための相談に応じる。
- ・この相談業務は、各都道府県生活衛生営業指導センターに配置された経営指導員（141人）又は経営特別相談員（3,622人）等が担当する。



# ◇振興指針及び振興計画のあらまし

## I 振興指針

### 1 振興指針の目的

生衛業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的とし設定する。

### 2 振興指針の性格

振興指針は、業界全体の振興を図るために設定されるものであり、組合又は小組合が策定する振興計画の基準になるものである。

### 3 設定業種の指定

厚生労働大臣が生衛業のうち、16業種を指定して設定する。(法第56条の2第1項)

### 4 振興指針の告示

振興指針を設定した場合には、厚生労働大臣は告示を行う。

## III 振興事業に対する国の特別配慮

### ・融資上の恩恵（法第56条の4）

振興事業に基づいて整備する施設設備については、日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の融資が、有利な条件で適用される。また、振興事業を実施するのに必要な運転資金についても貸付の対象とされる。

## II 振興計画

### 1 振興計画の策定目的

組合等がその組合員たる営業者の営業の振興を計画的に推進するため策定するものであり、振興指針の内容を具体化するもの。

### 2 策定者

組合及び小組合

### 3 振興計画の記載事項

- (1) 振興事業の目標
- (2) 振興事業の内容及び実施時期
- (3) 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法等

### 4 振興計画の認定

組合又は小組合は、振興計画に基づいて営業の振興を図るときは、厚生労働大臣（地方厚生局）の認定を受けなければならない。

【各業種の認定状況 -平成19年12月31日現在-】

クリーニング業	47件	飲食店営業（すし店）	41件
理容業	47件	美容業	47件
飲食店営業（めん類）	24件	旅館業	47件
簡易宿所	1件	食肉販売業	44件
飲食店営業（一般飲食業）	36件	飲食店営業（中華料理業）	20件
飲食店営業（料理業）	29件	飲食店営業（社交業）	37件
喫茶店営業	29件	食鳥肉販売業	18件
興行場営業	25件	浴場業	22件
氷雪販売業	4件	合計	518件

### 5 実施状況の報告

振興計画の認定を受けた組合等は、事業年度経過後3箇月以内に、実施状況について厚生労働大臣（地方厚生局）に報告しなければならない。

# ◇振興指針の構成

## 第1 営業の振興の目標に関する事項

- I 業の取り巻く環境
- II 今後5年間における営業の振興の目標

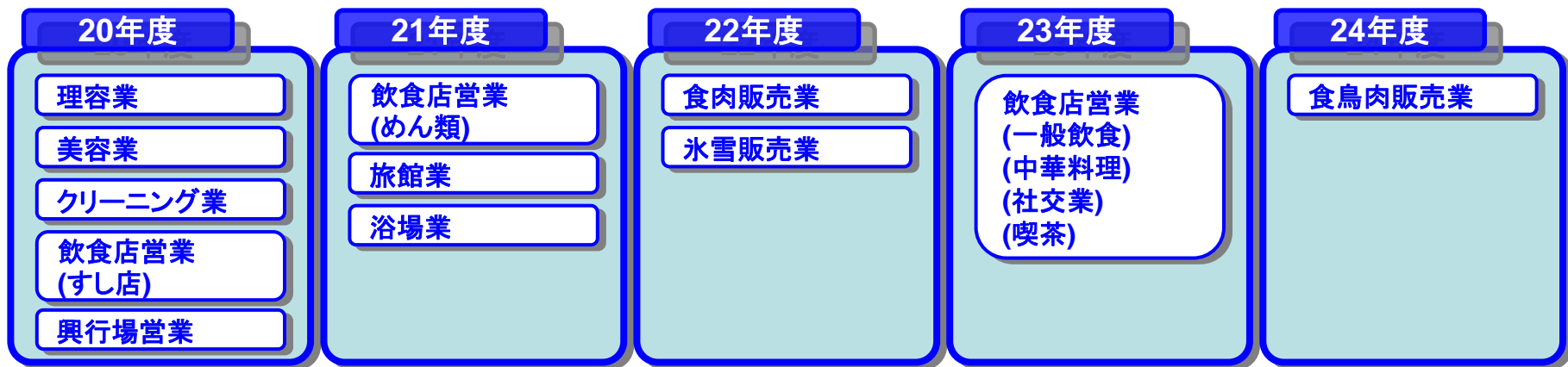
## 第2 業の振興の目標を達成するために必要な事項

- I 営業者が取り組むべき事項
  - 1 衛生水準の向上に関する事項
  - 2 経営課題への対処に関する事項
- II 営業者に対する支援に関する事項
  - 1 組合及び連合会による営業者の支援
    - (1) 衛生に関する知識及び意識の向上に関する事項・・・研修会及び講習会の開催、衛生管理の手引き等の作成
    - (2) 施設及び設備の改善に関する事項・・・・・・・・・・店舗設計等の支援
    - (3) 利用者の利益の増進に関する事項・・・・・・・・・・接客マニュアルの作成等
    - (4) 経営管理の合理化及び効率化に関する事項・・・・・・・・先駆的な経営事例等の情報提供
    - (5) 営業者及び従業員の技能の改善向上に関する事項・・・講習会及び技能コンテストの開催等
    - (6) 事業の共同化及び協業化に関する事項
    - (7) 取引関係の改善に関する事項・・・・・・・・・・関連業界との連携
    - (8) 従業員の福祉の充実に関する事項・・・・・・・・・・労働条件及び福利厚生の実施
    - (9) 事業の継承及び後継者支援に関する事項・・・・・・・・後継者支援事業の促進
  - 2 行政施策及び政策金融による営業者の支援並びに利用者の信頼の向上

## 第3 営業の振興に際し配慮すべき事項

- I 少子・高齢化社会への対応
- II 環境保全、省エネルギーの強化
- III 食品リサイクル等の推進
- IV 地域との共生

# ◇今後の振興指針の見直し予定及び見直しに係る共通事項



## ○振興指針の見直しに係る共通事項

### 第一 営業の振興の目標に関する事項

#### 二 今後五年間（平成二十五年度末まで）における営業の振興の目標

- 原材料価格の高騰、世界的な金融危機  
原材料価格の高騰や世界的な金融危機に伴う経済状況の変化が予想される中、顧客の安定した確保が図られるよう、衛生水準を確保しつつ利用者の要望に対応したサービスの取組みが必要であること。

### 第二 業の目標を達成するために必要な事項

#### 二 営業者に対する支援に関する事項 1 組合及び連合会による営業者への支援（従業員の福祉の充実に関する事項）

- 社会保険、労働保険等の加入の啓発  
従業員の労働条件整備のための支援、医療保険（国民健康保険又は健康保険）、年金保険（国民年金又は厚生年金保険）及び労働保険の加入等を啓発すること。
- 社会に対応した福祉の充実  
男女共同参画社会の推進及び少子・高齢化社会への適切な対応に配慮した、従業員の福祉の充実に努めること。

### 第三 営業の振興に際し配慮すべき事項

- 省エネルギーの強化  
店舗の改修、機器の購入及び更新に際しては、省エネルギー性能の高い機器の導入に配慮し、温室効果ガス排出抑制に努めること。
- 身体障害者補助犬への対応  
身体障害者補助犬法において、身体障害者が同伴する身体障害者補助犬の入店を拒否できない。
- 食品リサイクルの推進（飲食系）  
環境保全のため食品廃棄物のリサイクルを推進し、食品残さの発生抑制及び減量を推進すること。
- 食育への対応（飲食系）  
食文化の継承のための、食事マナー、調理方法の普及等を通じて、食生活の改善、食品の安全性に関する普及の支援すること。

# ◇標準営業約款

全国生活衛生営業指導センターは、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、厚生労働大臣の認可を受けて、約款を定めることができる。

安全・安心を約束  
する3つのS

安全  
Safety

清潔  
Sanitation

安心  
Standard

Sマーク



## 1 目的

標準営業約款は、消費者保護の観点から、提供する役務の内容や施設や設備の表示の適正化等を図ることにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の、選択の利便を図ろうとするものである。

## 2 設定

標準営業約款は、厚生労働大臣が指定する業種について、全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の許可を受けて設定する。

○クリーニング業(昭和58年3月26日認可)	3,386店舗(クリーニング所3,512店舗・取次店324店舗)		
○理容業(昭和59年10月18日認可)	45,990店舗	○美容業(昭和59年10月18日認可)	20,392店舗
○めん類飲食店営業(平成16年11月30日認可)	304店舗	○一般飲食店営業(平成16年11月30日認可)	337店舗

(注)現在、5業種で設定。店舗数は、平成20年3月末現在。

## 3 内容

- ① 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- ② 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- ③ 損害賠償の実施の確保に関する事項

## 4 登録等

- ① 営業者は標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、都道府県生活衛生営業指導センターに登録する。
- ② 登録を受けた業者は、全国生活衛生営業指導センターが定めた様式の標識及び標準営業約款の要旨を掲示することになっている。
- ③ 登録期間は3年となっており、再登録することになる。  
なお、登録業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期限は、5年となっている。

## 5 融資上の恩恵

振興事業貸付の運転資金の利率は基準金利であるが、標準営業約款登録営業者は特別利率②が適用される。



# ◇株式会社日本政策金融公庫が発足(平成20年10月1日)

国民生活金融公庫の生活衛生関係営業者に対する「生活衛生資金貸付制度」は株式会社日本政策金融公庫の国民生活事業本部の貸付業務としてそのまま承継

## ○組織概要

- ①役員：取締役22名(うち社外2名)、監査役4名(うち社外3名)
- ②店舗：本店及び152支店
- ③従業員数：8,117人(平成20年度予算定員)
- ④資本金：2兆2,384億円
- ⑤本部組織：総裁、2副総裁、企画管理本部、国民生活事業本部、農林水産事業本部、中小企業事業本部、国際協力銀行

## ○国民生活事業本部の組織

